見附市 埋蔵文化財包蔵地の照会申込書

※ この用紙は、市が開発を許可することを証明するものではありません。
開発計画がある場合は、見附市都市環境課【TeL:0258-62-1700(代)】へ協議をお願いします。

※ 開発にあたり、新たに遺跡を発見した場合は文化財保護法第96条の届出が必要です。
見附市民俗文化資料館までご連絡をお願いします。

※ 個人情報の保護に基づき、記載された個人情報は厳重に管理し、目的以外では使用しません。

照会内容欄

照会日	令和　　年　　月　　日　（　　曜日）			
照会地（※住所または地番）	見附市			
	面積	開発面積・敷地面積	建築面積（新築・増改築）	
		㎡	㎡	
照会者	会社名等	（担当：　　）		
	氏　　名			
	電話番号		FAX番号	
事業主体者	会社名等	（担当：　　）		
照会目的	□ 掘削予定あり。※以下に工事内容をご記載ください。 □ 専用住宅　□ 共同住宅　□ 中高層住宅 □ 電柱　□ 電線（地下）　□ ガスパイプライン □ 倉庫　□ 店舗　□ 看板 □ 携帯電話通信棟　□ その他〔　　〕			
	□ 掘削予定なし。※以下に目的をご記載ください。 □ 不動産売買　□ 事前調査（目的：　　）			

【照会にあたっての注意事項】

1 照会結果のご連絡まで、２～３日間（平日）のお時間をいただきますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。また、照会結果は「結果報告年月日」現在の状況です。照会日から一定期間経過した場合は、再照会をお願いいたします。

2 照会地の地番または住所番号をかならずご記載ください。また、地番表記・住所表記をいずれに該当するかをご明記ください。

3 照会目的（開発計画や工事内容、掘削予定、事前調査の目的等）をご記載ください。

4 照会地の位置を示す案内図（住宅地図など）を添付してください。案内図は、線や地番・住所表記が読み取り可能な縮尺1/2500程度でお願いいたします。

照会結果

埋蔵文化財の取り扱いについて	□ 遺跡に該当もしくは近接地に該当します。（遺跡名：　　）		
	□ 遺跡に該当しません。　※特記事項をご参照ください。		
	□ 埋蔵文化財包蔵地に該当しますので、見附市へ文化財保護法第93条・94条に基づく届出・通知が必要です。		
	□ 事業主体者が照会地で開発・工事・掘削・造成・盛土等を計画（予定）されている場合は、まちづくり課との事前協議が必要です。（※新規土地での開発行為に該当するため）		
	□ 特記事項： ※周知の埋蔵文化財包蔵地に該当しない場合であっても、工事中に埋蔵文化財を発見された場合は文化財保護法第96条に基づき、市への届出が必要です。		
結果報告年月日	令和　　年　　月　　日	担当者	

【埋蔵文化財に関する問い合わせ先】

見附市まちづくり課文化係
民俗文化資料館(みつけ伝承館)
〒954-0052　新潟県見附市学校町２丁目７番９号　みつけ伝承館１Ｆ
電話番号：0258-63-5557　ＦＡＸ番号：0258-63-5363　e-mail: minzoku@city.mitsuke.niigata.jp

※本申込書の転載･複製･改変等は禁止いたします。